

飼料安全法では、流通段階での飼料の安全性と品質を確保するために、飼料および飼料添加物販売業者が守るべき義務が定められています。以下の点についてもう一度ご確認ください。

飼料等の製造・販売業者の届出（飼料安全法第 50 条）

販売する飼料または飼料添加物の種類が変わるなど、届け出た内容に変更が生じた場合は、**1 か月以内**にその旨の変更届を提出する必要があります。（事業廃止の際も廃止届が必要です。）

帳簿の備え付け（飼料安全法第 52 条）

飼料又は飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときはその都度、以下の事項を帳簿に記載する必要があります。

1. **飼料または飼料添加物の名称**
2. **数量、荷姿**
3. **年月日**
4. 飼料または飼料添加物を譲り受け、および譲り渡した**相手方の氏名または名称**

帳簿は **8 年間**保存が必要です。

表示票の確実な受け渡し（飼料安全法第 32 条）

飼料に添付されている表示票は、畜産農家等が当該飼料の**対象家畜や使用期間、保存方法、使用上の注意事項等**を確認し、また家畜への給与状況を記録するための重要な情報です。

- ◆ 飼料添加物および動物性飼料原料（魚粉、チキンミール、動物性油脂等）、配合飼料、混合飼料には表示義務のある事項が定められ、表示のないものは販売できません。また、それ以外の飼料についても、飼料の名称、製造年月、製造業者・事業場名などを表示する必要があります。
- ◆ 表示は1袋ごと（バラ製品は販売荷口ごと）に必要です。販売業者では、飼料受入時には必ず表示票を確認して、販売先の畜産農家等に確実に受け渡す義務があります。

適切な保管（飼料安全法 第 3 条）

飼料安全法では、①有害物質や病原微生物等に汚染されていたり、汚染される可能性のある場所や包装・容器で、飼料または飼料添加物を保存してはならないこと、②飼料等に表示された保存上の注意事項を遵守することとされています。保存・運搬容器や包装に破損がないか確認しましょう。

また、反すう家畜の飼料は動物由来たん白質や他の畜種の飼料等が混入しないように保存し、その他の飼料についても家畜等に使用することが認められていない動物由来たん白質やこれを含む飼料が混入しないように保存することとされています。

飼料安全法では、流通段階での飼料の安全性と品質を確保するために、飼料および飼料添加物（以下、飼料等）の製造・販売業者が守るべき義務が定められています。以下の点についてもう一度ご確認ください。

飼料等の製造・販売業者の届出（飼料安全法第 50 条）

飼料等の製造業者及び販売業者は、飼料等の種類が変わるなど、届け出た内容に変更が生じた場合は、**1 か月以内**にその旨の変更届を提出する必要があります。（事業廃止の際も廃止届が必要です。）

帳簿の備え付け（飼料安全法第 52 条）

飼料等を製造した、又は「譲り受けた」、「譲り渡した」ときはその都度、以下の事項を帳簿に記載する必要があります。

（製造したとき）

1. **飼料等の名称**
2. **数量、荷姿**
3. **製造年月日**
4. 原料または材料を譲り受けた場合は、譲り受けた年月日、**相手方の氏名または名称**

（販売するとき）

1. **飼料等の名称**
2. **数量**
3. **年月日**
4. 飼料等を譲り受け、および譲り渡した**相手方の氏名または名称**

どちらも帳簿は**8 年間**保存が必要です。

表示票の確実な受け渡し（飼料安全法第 32 条）

飼料に添付されている表示票は、畜産農家等が当該飼料の**対象家畜や使用期間、保存方法、使用上の注意事項等**を確認し、また家畜への給与状況を記録するための重要な情報です。

- ◆ 飼料添加物および動物性飼料原料（魚粉、チキンミール、動物性油脂等）、配合飼料、混合飼料には表示義務のある事項が定められ、表示のないものは販売できません。また、それ以外の飼料についても、**飼料の名称・種類、製造年月、製造業者・事業場名及び住所**などを表示する必要があります。
- ◆ 表示は1袋ごと（バラ製品は販売荷口ごと）に必要です。販売業者では、飼料受入時には必ず表示票を確認して、販売先の畜産農家等に確実に受け渡す義務があります。

適切な保管（飼料安全法第 3 条）

飼料安全法では、①有害物質や病原微生物等に汚染されていたり、汚染される可能性のある場所や包装・容器で、飼料または飼料添加物を保存してはならないこと、②飼料等に表示された保存上の注意事項を遵守することとされています。保存・運搬容器や包装に破損がないか確認しましょう。

また、反すう家畜の飼料は動物由来たん白質や他の畜種の飼料等が混入しないように保存し、その他の飼料についても家畜等に使用することが認められていない動物由来たん白質やこれを含む飼料が混入しないように保存することとされています。